

## 別表六の二（二十二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の15の6第2項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括

弧の中に記載してください。

2 「教育訓練費の額20」及び「教育訓練費の額22」の各欄は、令和2年6月改正前の措置法令第39条の46の2第16項《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》に規定する教育訓練費の額を記載します。